

俸給の調整額の経過措置に係る改正(規則9-6-58の一部改正)について

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成21年法律第●●号)の施行の日(基準日:平成21年12月1日)において同法附則第3条第1項第1号に規定する「減額改定対象職員」である者に係る経過措置基準額を、次のとおり現行の経過措置基準額に99.76/100を乗じて得た額とする。

<改正後の俸給の調整額の算出方法>

$$\text{俸給の調整額} = \text{調整基本額} \times \text{調整数} + \left[\text{経過措置基準額} \times \frac{99.76}{100} - \text{調整基本額} \right] \times \frac{25}{100} \times \text{調整数}$$

円未満の端数切捨て

基準日以後において、①俸給表異動をした場合、②初任給基準異動をした場合及び③人事交流等により採用された場合については、平成18年3月31日において当該場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員であることとなる者についても、同様に取り扱う。

俸給の特別調整額に係る経過措置について

〔減額改定対象職員取扱い〕

■ 定額化に伴う経過措置の改正概要

◇ 規則9-17-109の一部改正関係

その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

$$\begin{aligned} & \text{俸給の特別調整額} = \text{俸給の特別調整額 (定額)} + \left[\text{経過措置基準額} - \text{俸給の特別調整額 (定額)} \right] \times \frac{50}{100} (\text{H21}) \\ & \hspace{10em} \times \frac{25}{100} (\text{H22}) \end{aligned}$$

〔改正後の経過措置基準額〕

$$\text{〔通常〕} \quad \text{H19.3.31の俸給の特別調整額 (改正前の経過措置基準額)} \times \frac{99.76}{100}$$

◇ 規則9-8-68の一部改正関係

〔H21.12.1以降に限り降格又は降号をした場合における改正後の経過措置基準額〕

$$\begin{aligned} & \left[\text{H19.3.31に受けていた俸給月額} + \text{平成17年改正法 附則第11条による俸給} \right] \times \frac{99.76}{100} - \left[\text{降格(降号)をした日の前日に受けていた号俸に対応する俸給月額} - \text{降格(降号)後に受けることとなる号俸に対応する俸給月額} \right] \times \text{旧定率} \\ & \text{〔H21.4.1からH21.11.30までの間に限り降格又は降号をした場合における改正後の経過措置基準額〕} \end{aligned}$$

(注) H19.4.1からH21.3.31までの間に限り降格をした場合の経過措置基準額は規則9-17-109附則第3項の規定による経過措置基準額(H19.3.31に降格をしたとして上記〔通常〕の計算式による)。また、①H19.4.1～H21.3.31、②H21.4.1～H21.11.30、③H21.12.1～の各期間のうち、2以上の期間においてそれぞれ降格(又は降号)をした場合の経過措置基準額は人事院の定める額(個別対応)。

■ 本府省課長補佐等に対する俸給の特別調整額の廃止に伴う経過措置の改正概要

◇ 規則9-17-119の一部改正関係 (定額化に伴う経過措置関係)

その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

$$\begin{aligned} & \text{俸給の特別調整額} = \left[\text{経過措置基準額} - \text{俸給の特別調整額 (定額)} \right] \times \frac{50}{100} (\text{H21}) \\ & \hspace{10em} \times \frac{25}{100} (\text{H22}) \end{aligned}$$

〔改正後の経過措置基準額〕

$$\text{H19.3.31の俸給の特別調整額 (改正前の経過措置基準額)} \times \frac{99.76}{100}$$

(注) 本府省課長補佐等に対する俸給の特別調整額の適用を受ける官職を占めていた職員であつて、その官職をH21.3.31から引き続き占めるもの(本府省業務調整手当を支給されない者のうち、人事院が定めるものに限る。)に対する経過措置は従前どおり。